

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 概要

住民基本台帳ネットワークに関し、知事が本人確認情報等を提供する知事以外の県の執行機関及び事務を追加することとします。

2 改正内容

神奈川県公安委員会が行う「道路交通法第75条の2第2項に基づく車両使用制限命令に関する事務」を追加します。

3 効果

まず、住民基本台帳ネットワークを利用することによって、神奈川県公安委員会が市町村に対して行う住民票の写しの公用請求が不要になり、行政の合理化に資することが期待できます。

また、住民票の写しの公用請求の省略によって、手続が迅速に進むことで、車両使用制限命令に係る聴聞において、車両の使用者は記憶が新しいうちに証言ができるなど、いわゆる「防御権」をより適切に行使できるといった、本人にとっての個別的利益の増進が期待できます。

さらに、自身の違反行為の危険性、悪質性を速やかに自覚でき、違反行為を繰り返すことを未然に防ぐことにつながることも期待できます。

4 施行期日

令和9年1月1日